

建設工事における現場代理人兼務取扱要領

(目的)

第1条 浦安市が発注する工事の地元事業者の受注促進を図るため、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務できる場合について定めるものとする。

(対象工事及び兼務できる件数)

第2条 次の要件を満たす場合に兼務できる。

- (1) 浦安市が発注した工事であること。
- (2) 次のいずれかを満たす工事であること。

ア 契約金額が1件4,500万円（当該工事が建築一式工事である場合にあつては、9,000万円）未満の3件までの工事

イ アの金額以上であっても、現場代理人が技術者を兼務しない2件までの工事、又は建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が工事を管理することができる2件までの工事

(兼務の届出)

第3条 現場代理人の兼務をしようとする事業者は、現場代理人兼務届出書（別記様式）により市長に届け出なければならない。

(兼務中の注意事項)

第4条 以下に掲げる事項を厳守すること。

- (1) 各工事現場の安全管理等を徹底すること。
- (2) 常に浦安市及び工事現場間の連絡が取れる体制にすること。

(その他)

第5条 契約金額が130万円以下の工事については、この要領は適用しない。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月16日から施行し、同日以降に契約を締結する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

現場代理人兼務届出書

年 月 日

浦安市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

現場代理人_____を兼務させたいので、次のとおり届出します。

なお、工事の施工に当たっては、それぞれの監督員の指示に従い、兼務が続行できないと判断された場合には、兼務を取りやめます。

○現在、現場代理人として従事している工事（工事1）

工事名	
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	円
工事担当課	部 課

○現在、現場代理人として従事している工事（工事2）

工事名	
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	円
工事担当課	部 課

○上記現場代理人が、これから兼務をしようとする工事（工事3）

工事名	
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	円
工事担当課	部 課

* 市記入欄

受取日 年 月 日

決裁日 年 月 日

契約担当課長	

工事1

課長	

工事2

課長	

工事3

課長	

合議

課長	